

## みなし通知電気工事業者の皆様へ

電気工事業を営む方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（電気工事業法）を遵守して事業を営むよう義務づけられています。

つきましては、下記事項等に留意のうえ適正な業務の実施をお願いします。

記

### 1. 電気工事業者について

#### (1) 業者登録（第3条）

一般用電気工作物等に係る電気工事業を営もうとする方は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（「登録電気工事業者」という。）

但し、二以上の都道府県に営業所を設置する場合は、経済産業大臣の登録になります。

#### (2) 通知業者（第17条の2）

自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする方は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

（「通知電気工事業者」という。）

但し、二以上の都道府県に営業所を設置する場合は経済産業大臣への通知になります。

#### (3) 建設業者に関する特例（第34条）

建設業許可を受けた業者の方が電気工事業を営む場合は、業者登録は必要ありません。

但し、その旨の届出又は通知が必要です。この届出により登録電気工事業者、通知により通知電気工事業者とみなされます。

（「みなし登録電気工事業者」、「みなし通知電気工事業者」という。）

### 2. 通知内容の変更（第34条）

次の事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

（標識も併せて変更してください。）

- ① 氏名又は名称、住所、法人の代表者
- ② 営業所の名称、所在地、電気工事の種類
- ③ 主任電気工事士及びその所有する免状の種類
- ④ 建設業許可の更新をしたとき

### 3. 廃止の届出（第34条）

電気工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出てください。

### 4. 電気工事の種類の変更

一般用電気工作物等にかかる電気工事業を開始した場合は、電気工事業開始届出（第24条）をしてください。

### 5. 業務に対する規制

#### (1) 工事の従事者（第21条）

電気工事の資格を有しない者を当該電気工事の作業に従事させてはならない。

(2) 工事の下請け（第22条）

請け負った電気工事を電気工事業者でないものに請け負わせてはならない。

(3) 電気用品の使用制限（第23条）

電気用品安全法第10条第1項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

(4) 器具の備付け（第24条）

一般用電気工作物等に係る電気工事の業務のみを行う営業所にあつては次の①～③を、自家用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所にあつては次の①～⑦を、営業所ごとに備付けなければならない。

- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計  
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置

※但し、⑥・⑦については、必要時に借り入れることができればよい。

(5) 標識の掲示（第25条）

営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、下記の標識を掲げなければならない。また、自社を紹介するホームページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。（内容に変更が生じた場合は、速やかに修正および変更届の提出）

通知電気工事業者通知済票	
通知先	千葉県知事通知第〇〇〇号
通知の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名	〇 〇 〇 〇
営業所の名称	〇〇〇〇〇〇

(備考)材質は問いません。

(6) 帳簿の備付け（第26条）

営業所ごとに下記事項を記載した帳簿を備え、これを5年間保存しなければならない。

- ①注文者の氏名又は名称及び住所 ②電気工事の種類及び施工場所 ③施工年月日  
④主任電気工事士及び作業者の氏名 ⑤配線図 ⑥検査結果

本件に関する問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県防災危機管理部産業保安課管理調整班

電話：043-223-2722 FAX：043-227-3548

## 電気工事に関する制度の概要

### 1. 電気工事に関する資格及び従事できる作業（電気工事士法）

- ① 第一種電気工事士……一般用電気工作物等及び自家用電気工作物(500kW 未満)に係る電気工事
- ② 第二種電気工事士……一般用電気工作物等に係る電気工事
- ③ 特殊電気工事資格者認定証……ネオン工事又は非常用予備発電装置工事
- ④ 認定電気工事従事者認定証……簡易電気工事

### 2. 電気工作物の種類（電気事業法）

#### (1) 一般用電気工作物

電気事業者（電力会社等）から低圧（600V以下）の電圧で受電している場所の電気工作物。（例：一般家庭、小規模な店舗等）

#### (2) 事業用電気工作物

一般用電気工作物以外の電気工作物。

##### ① 電気事業用電気工作物

電気事業者の発電所、変電所、送配電線路等の電気工作物。

##### ② 小規模事業用電気工作物

出力 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備、出力 20kW 未満の風力発電設備。

##### ③ 自家用電気工作物

一般用電気工作物等及び電気事業用以外の電気工作物。

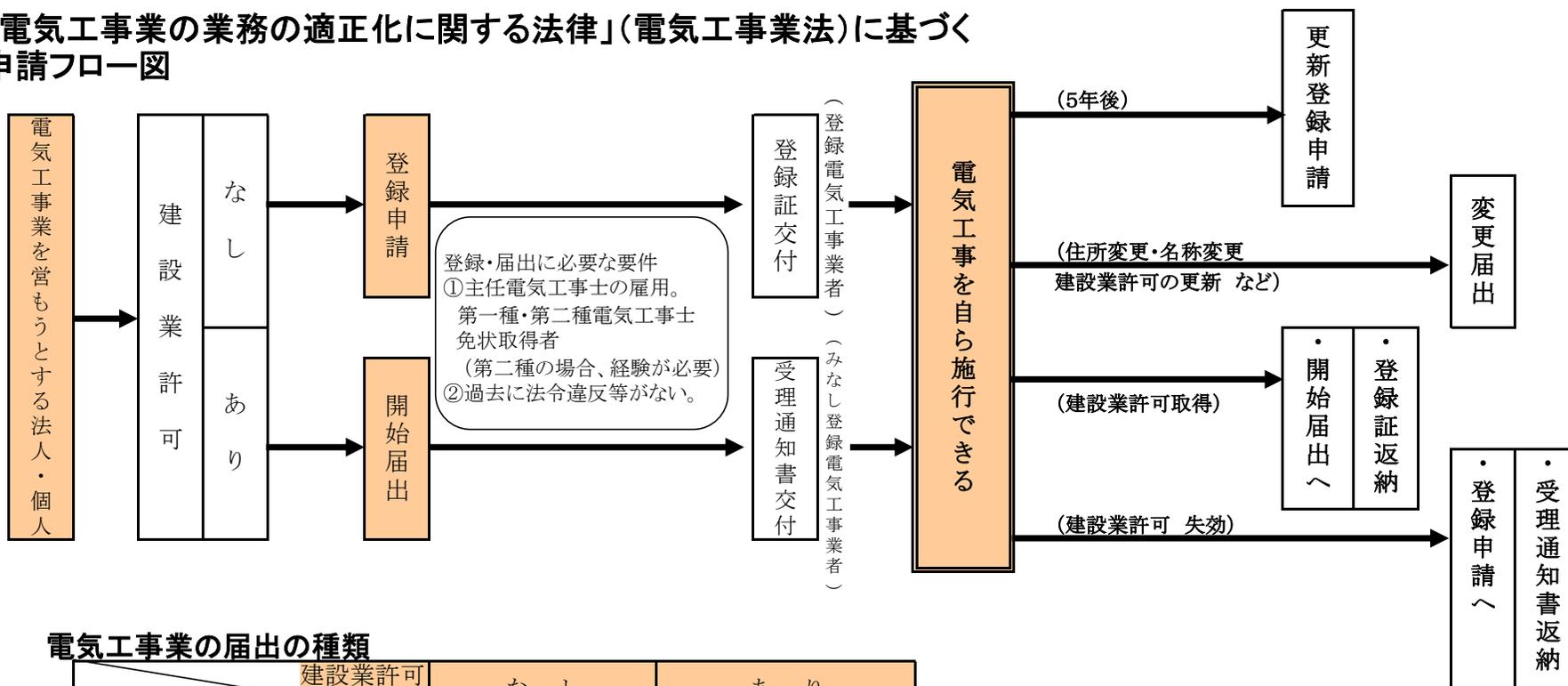
主に電気事業者から高圧の電圧で受電しているもの。（例：ビル、工場等）

但し、電気工事士法においては、発電所、蓄電所、変電所、最大電力 500kW 以上の需要設備、送電線路及び保安通信設備は除く。

### 【参考】電気工作物の種類と工事資格

電気工作物				
一般用電気工作物等		事業用電気工作物		
一般用電気工作物	小規模事業用 電気工作物	自家用電気工作物 ※ビル・工場等の需要設備等		電気事業用 電気工作物
※一般家庭・マンション居室・小規模な 商店等	※10kW 以上 50kW 未満の太陽光、 20kW 未満の風力発電	最大電力 500kW 未満の 需要設備 600V 以下の需 要設備部分	特殊電気工事 ※ネオン工事等	最大電力 500kW 以 上の需要 設備 ※電力会社 の発電・変 電所等
第二種電気工事士		認定電気工事 従事者認定証	特殊電気工事 資格者認定証	電気工事士法の適用外
第一種電気工事士				
工事士資格				

# 「電気工事業の業務の適正化に関する法律」(電気工事業法)に基づく申請フロー図



## 電気工事業の届出の種類

電気工事の種類	建設業許可	
	なし	あり
一般用電気工作物等のみ	登録電気工事業者	みなし登録電気工事業者
一般用電気工作物等 及び自家用電気工作物	(登録申請)	(開始届出)
自家用電気工作物のみ	通知電気工事業者 (開始通知)	みなし通知電気工事業者 (開始通知)

## 電気工作物の種類と必要な資格 (裏面にも記載あり)

電気事業用電気工作物	電気工事士法の適用外	
自家用電気工作物 (工場、ビル等の需要設備)	最大電力500kW以上	第一種電気工事士
	500kW未満	第二種電気工事士
一般用電気工作物等 (住宅、小規模な店舗等)		

※600V以下の自家用電気工作物は、認定電気工事従事者認定証でも可能